一般電気事業供給約款料金算定規則における事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項の届出書

平成 26 年 1 月 15 日

中国電力株式会社

一般電気事業供給約款料金算定規則における事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項の届出書

客 営 計 第 48 号
平成 26 年 1 月 15 日

経 済 産 業 大 臣　　茂木　敏充　殿

広島市中区小町 4 番 33 号
中 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長 苅 田 知 英

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により，別紙のとおり事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項を定めたので届け出ます。

（別　表）

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第２０条の２第８項	特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準
第２１条第４項	電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた基準調整単価

（別　紙）

特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準
［第２０条の２第８項関係］

第２０条の２第７項の規定による基準は，以下のとおり設定する。

料金率は，低圧需要の特定変動可変費に準拠し，使用電力量あたりの負担が等しくなるように設定する。

定額制については，電気の使用形態を勘案し設定する。

（別　紙）

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた基準調整単価
［第２１条第４項関係］

区　　分	単　位	基準調整単価
（１）定額制供給		円　銭 厘
イ．定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電　　灯		
20 Wまで	１灯	１．８７１
40 Wまで	〃	３．７４２
60 Wまで	〃	５．６１３
100 Wまで	〃	９．３５４
100 W超過 50 Wまでごとに	〃	４．６７７
小型機器		
50 ＶＡまでの機器	１機器	２．７９４
100 ＶＡまでの機器	〃	５．５８８
100 ＶＡ超過 50 ＶＡまでごとに	〃	２．７９４
ロ．臨時電灯Ａ		
50 ＶＡまで１日につき	１契約	０．０７６
100 ＶＡまで１日につき	〃	０．１５１
100 ＶＡ超過 500 ＶＡまで 100 ＶＡまでごとに１日につき	〃	０．１５１
500 ＶＡ超過１ｋＶＡまで１日につき	〃	１．５０８
１ｋＶＡ超過３ｋＶＡまで１ｋＶＡまでごとに１日につき	〃	１．５０８
ハ．臨時電力		
１日につき	１ｋＷ	１．５８４
ニ．農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
0.5 ｋＷ	１契約	０．３９６
１ｋＷ	〃	０．７９２
２ｋＷ	〃	１．５８４
３ｋＷ	〃	２．３７６
４ｋＷ	〃	３．１６９
５ｋＷ	〃	３．９６０
ホ．農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）		
１ｋＷ１日につき	１契約	２．８５１
（２）従量制供給		円　銭 厘
イ．従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ		
最　低　料　金		
最初の 15 ｋＷｈまで	１契約	３．６１３
電 力 量 料 金		
15 ｋＷｈ超過分	１ｋＷｈ	０．２４１
ロ．イ以外の場合	１ｋＷｈ	０．２４１